

システム開発及び運用業務特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、松江市上下水道局（以下「発注者」という。）が委託業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の第32条のシステム開発及び運用業務の概要について、特に必要な事項を定める。

(基本仕様)

第2条 受注者は、松江市全域（宍道町区域の水道を除く）の上下水道料金等の調定・収納事務を円滑に執行することを目的に、上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）を構築し、導入すること。なお、料金システムは、発注者と受注者が共同で使用するものとする。

2 松江市全域（宍道町区域の水道を除く）の上下水道料金等の調定情報等に係る料金システムについて、専用線又は仮想専用線を用いたネットワークにより構築すること。構築した料金システムを用いて上下水道料金等の請求、収入金の管理等が行えること。

3 ハンディターミナルを用いてメーター設置場所から即座に検針票等の発行が行えること。

(基本性能)

第3条 水栓情報をもとに使用者情報、メーター情報、検針情報、調定情報、収納情報、未収金情報等が一元管理できるものとする。

2 料金システムの処理及び管理機能については次の各号のとおりとし、過去20年度分以上の調定、収納、未納データ及び各種資料等の保存及び管理が行えること。

(1) 水道・下水道の使用状況（開栓・閉栓・停水等）

(2) 上下水道料金等の調定・収納・未収金情報の管理

(3) 上下水道料金等の収入金の管理

(4) メーター番号、設置日、検定満期時期等の管理

(5) 検針日、検針時指針、検針担当者等の管理

(6) 使用者との折衝記録等の管理

(7) 上下水道料金等の時効期間、給水停止情報等滞納者情報の管理

(8) 水道・下水道の接続勧奨対象者の管理（所有者の管理を含む。）

(9) 下水道受益者負担金・分担金の滞納者情報の管理（調定・収納情報管理は別システムで行う）

3 水栓番号、使用者名、使用場所、使用者住所など、保存するデータの一部を検索条件として容易に検索できること。

4 発注者が入出庫した水道メーターの有効期限や番号等の情報を容易に検索や閲覧ができること。また、メーターの検定満期取替に関連する業務として、メーター情報管理業務特記仕様書に従うこと。

(指標及び要件)

第4条 料金システムの指標及び必要な要件は、「仕様書別表2 業務実績表」及び「別紙 機能要件」のとおりとする。

(出力帳票)

第5条 出力帳票については、「仕様書別表4 出力帳票一覧表」に記載の帳票を定例的(日次、月次、年次等)及び発注者が随時指定するデータが速やかに出力できること。なお、各帳票のレイアウトは、現行の帳票を参考に発注者と協議のうえ作成すること。

(料金システムの準備及び運用期間)

第6条 料金システムは、委託業務を包括的に管理・実施することができる情報システムとし、第3条に掲げた機能を有したものを、令和7年12月31日までに構築し、局の承認を得ること。また、令和8年1月1日から令和8年3月31日までを、試験運用期間とするので、実際の運用に即した試験を行い、結果について発注者の承認を得ること。

2 料金システムは、令和8年4月1日から委託期間満了時の令和13年3月31日まで運用期間とする。ただし、委託期間満了後は、双方協議のうえ期間を延長できるものとする。

(データの移行)

第7条 保存データについては、確実に料金システムに移行すること。なお、保存しなければならないデータの種別は、「別紙 保存データ一覧表」のとおりとする。

2 移行するデータは、現稼働中の料金システムのデータをテキストデータ又はCSVデータに加工したものを発注者が提供することとする。

3 料金システムに保存データを取り込むためのデータの加工は受注者が行うこととする。

4 料金システムで所有するすべてのデータは、運用期間終了時等に他の料金システムに移行するためのデータ出力ができるようにしなければならない。

(料金システム、端末機及び周辺機器の設置)

第8条 発注者及び受注者の業務場所に、必要な数だけ料金システムの端末機及びプリンターを設置すること。なお、発注者側に設置する端末機は最低4台、プリンターは1台とする。

2 料金システムのサーバー等は、受注者がデータセンターを確保し、大規模な地震や火災等の災害に備えた場所に設置すること。

3 料金システムの端末機及びサーバー等は、外部に情報が漏洩しない方法で、かつ十分にシステムの性能が発揮できるよう接続すること。

4 検針、口座振替の伝送処理、納入通知書の印刷等及び収納データの処理等に必要なシステム及び機器を備えること。

(マニュアル等の作成)

第9条 次の各号に掲げるマニュアル等を作成し、料金システム稼働時までに発注者に提出するとともに、発注者の職員研修を実施すること。

(1) 松江市上下水道局料金システム運用マニュアル(使用説明書)

(2) 松江市上下水道局料金システム操作マニュアル

(3) 松江市上下水道局料金システム機能仕様書

(4) 使用機器類構成・性能一覧表

(人員配置)

第 10 条 情報処理部門で十分な知識及び経験を有する責任者を配置すること。

2 従事者には、情報処理部門で十分な知識を有し、正確かつ速やかに作業ができる者を、必要な人数配置すること。

(料金システムの保守管理)

第 11 条 料金システム及び周辺機器は、円滑に業務を実施するため、常に最適の状態を保持するよう、受注者の責任において保守管理を行うこと。

2 導入した料金システムに関連するサーバー及び端末等の機器の統括的な保守を行うこと。

3 不測の事故に備え、定期的にデータのバックアップをとるなど、安全対策を講じること。

4 料金システム機器の障害発生等の緊急時には、当該機器の障害発生に対しできる限り 30 分以内に復旧させること。また、障害の内容及び対応状況について発注者に随時報告すること。

5 ネットワークには十分なセキュリティ対策を行うこと。

6 設置する料金システムの端末機及びサーバー等にはセキュリティソフトウェアを装備すること。

(個人情報の保護及び管理)

第 12 条 個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」及び「松江市上下水道局情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

2 個人情報については、漏洩、滅失、毀損の防止等に留意し、適切な管理をすること。

3 個人情報を取り扱う場合は、業務の目的を達成するための必要最小限度の範囲にとどめること。

4 上下水道分野における情報セキュリティガイドラインに準拠すること。

5 アクセスログ履歴について、発注者が要求した場合は、速やかに提出すること。

6 受注者の責により、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を求償するので負担すること。

7 個人情報が記録されている媒体を処分する際には、当該情報の再生が不可能な方法によること。

8 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはならない。

9 料金システムに含まれる情報及び委託業務の実施に際して用いた資料及びその結果等について、発注者の許可なく転写、複写、閲覧、貸出及びこれらに類する行為を行わないこと。

10 委託期間満了後において、システム内の保存情報は発注者の指示により保管を要するとされたものを除き、抹消、償却及び切断等再生使用不可能な方法により処分すること。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

(事務処理等の変更への対応)

第 13 条 事務処理等に変更が生じた場合には、速やかに対応ができるシステムとすること。なお、

次の第1号から第5号に掲げる変更については、初期費用に含むこと。また、第6号から第9号に掲げる変更については、その都度、発注者と受注者が協議して決定することとする。

- (1) 消費税率の変更
- (2) 元号の変更
- (3) 料金改定に伴う変更
- (4) その他、法令の改正に伴う変更
- (5) 出力帳票における文面の変更（レイアウトを大きく変える場合を除く）
- (6) クレジットカード決済機能の追加
- (7) ハンディターミナルによる検定満期処理機能の追加
- (8) メーターの入出庫管理機能の追加
- (9) その他新技術導入に伴う機能の追加

(費用負担)

第14条 費用負担については、「仕様書別表1 費用負担区分表」のとおりとし、以下の各号についても受注者の負担とする。

- (1) 料金システムの搬入、撤去、据付、配線、設定及び調整
- (2) 料金システムの保守運用の費用
- (3) 各種帳票の印刷費用

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

別紙 機能要件

項目	項番	仕 様
1.機能仕様(共通)	1	インターネット回線等を用い、クライアントシステム改修に対して容易に対応できるシステム構成であること。
	2	上下水道の統合管理であること。
	3	複数の料金体系が管理可能であること。
	4	消費税率の変更時に事務所のマスタ変更で対応できること。また、旧消費税率の経過措置の月割等に対応し、自動計算・複数管理が可能であること。
	5	インボイス制度に対応した帳票印刷が可能であること。
	6	料金改定時、スムーズな移行処理が可能なこと。ランクの変更等に対応すること。
	7	料金改定シミュレーション機能を有すること。
	8	災害時等の対応に関する情報の入出力及び集計が可能であること。
	9	マウスまたはファンクションキーにより、容易に機能選択が可能であること。
	10	画面遷移は、機能に応じて階層化されており操作性に優れていること。
	11	出力帳票はプレビュー表示でき、拡大・縮小・プリンタ切替・頁指定印刷が可能であること。
	12	出力帳票はA4判を基本とし、必要に応じて各種サイズでレーザープリンタに出力可能であること。
	13	画面のハードコピー操作が容易にでき、出力端末や利用者の情報も付加して出力可能であること。
	14	入力項目に応じて、漢字・カナ・英数字の入力モードの自動切り替えが可能であること。
	15	年月日がカレンダーから容易に選択入力可能であること。
	16	郵便番号辞書等による住所入力補完機能を有すること。
	17	コード等は、プルダウン・マルチウインドウ操作等により容易に選択入力が可能であること。
	18	元号の変更に迅速に対応可能であること。
	19	必要なデータがCSV形式、EXCEL形式及びPDF形式で出力可能であること。
	20	大量印刷処理の受託体制を有し、同時にバックアップ体制を有すること。
	21	コンビニエンスストア等での収納に対応できること。
	22	住居表示の変更は随時対応すること。
	23	上下水道局の機構改革による所在地、課名等の変更に対応すること。
	24	異動による認定数量、口径変更等の日割計算に対応していること(ハンディターミナルを含む。)
	25	主な月例処理のスケジュールをシステムで管理していること。
	26	外字に対応できること。
2.システム環境	27	サーバの自動運転及び稼働監視が可能であること。バックアップサーバをメインサーバと離れた場所に設置し、常時即時同期等災害時に備えること。
	28	サーバとクライアント間内のアクセスは冗長化されていること。
	29	水道施設情報管理システムへのデータリンクをすること(随時対応)。
	30	バックアップは自動的に実施可能であること。
	31	バックアップの3世代前までの管理が可能であること。
	32	各クライアントにてWord及びExcelが使用可能であること。
	33	クライアントの増設が容易にできること。
	34	稼働後のシステム改修や拡張に対応可能であること。
	35	操作・運用マニュアル等は、データ及び紙ベースでシステム稼働時までに納入すること。
3.検索	36	基本情報から全ての項目検索が可能であり、複合検索も可能であること。
	37	検索条件は、通常の使用状況別(開栓中・閉栓中・全て)に区分されていること。
	38	検索結果から絞り込み検索が可能であること。
	39	検索履歴を保持することが可能であること。
	40	情報変更履歴が全て判り、連動していること。
	41	検索条件により検索結果の一覧が見やすいように統一等工夫されていること。
	42	各照会画面への移行が画面上で容易にできる機能を有すること。
	43	全ての検索結果に基本番号(システム番号等)を表示すること。
	44	通常検索は最新の水栓・使用者を対象とし、簡単な切り替え操作で使用者の履歴に関しても検索可能であること。

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

項目	項番	仕 様
4. 調定	45	全調定において更正可能で、更正履歴の全てを管理可能であること。
	46	過年度更正分について、年度末に一覧表で報告できること。
	47	調定計上と月末締めタイミングがシステム上明確に区別されていること。
	48	調定、統計等必要な帳票が随時抽出可能であること。
	49	調定漏れや二重調定をチェックする仕組みを有すること。
	50	口座振替データ作成に当たっては、送付書の出力も可能であること。
	51	調定の更正処理が指針及び水量からの自動料金計算にて可能であること。また、金額の直接入力についても可能であること。
	52	調定更正の際に更正事由を登録可能で、更正事由毎の集計も可能であること。
	53	定例納入通知書等は圧着紙出力が可能であること。
	54	遡及更正処理に関しても集計表等に問題なく集計されること。
5. 検針	55	検針順路の変更が容易で、適切であること。
	56	ハンディターミナルの検針情報データ流出を防止する対策がなされていること。
	57	水道料金等調定システムと連動し、ハンディターミナルを使用する仕組みであること。
	58	検針票のレイアウト等についてはカスタマイズ可能であること。
	59	検針で算出した使用水量に基づき、料金等を計算し、水量・料金等を記載した検針票が即時発行可能であること。
	60	検針票発行時に前回口座振替の領収書、納入期限及び口座振替予定日のお知らせが可能であること。また、水道料金等料金調定システムで設定した連絡事項が画面に表示可能で、検針のお知らせも出力可能であること(再検針時同様)。
	61	ハンディターミナルで転居精算が可能であること。
	62	検針不能の際に検針不能理由を選択入力可能であること。
	63	検針票摘要欄に個別に記事入力が可能であること。
	64	認定コードが全てに対応していること。
6. 収納	65	検針後、異常水量・漏水・無届使用等のチェックリストが出力可能で、異常水量についてはチェック値を任意で変更可能であること。
	66	検針漏れ・再検針時の指針を料金システムからメーターごとに入力可能であること。その際、使用水量及び調定額は自動計算可能であること。
	67	消込不備に対応できること。
	68	仮消込、本消込が可能であること。
	69	コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ収納代行会社との通信により収納処理が可能であること。
	70	コンビニエンスストア等収納時の速報・確報・速報取消に対応していること。
	71	コンビニエンスストア等収納時の速報消込の際に、システム上は仮消込状態で管理されていること。
	72	各コンビニエンスストア等収納状況表及び集計表が作成できること。
	73	口座消込時の振替日と入金日を明確に区別して管理可能であること。
	74	口座振替については、全金融機関との間において、回線を使用したデータ送受信が可能であること。
	75	各金融機関への口座手数料払込表が作成できること。
	76	分納に関して収納処理対応が可能であること。
	77	還付・充当処理に対応できること。また、いずれも過誤納金の処理方法及び金額等が画面で確認できること。
	78	未還付の対応状況について一覧表で報告可能であること。
	79	過誤納金発生の際の事由及び対応状況が自動的に集計可能であること。
	80	過誤納金残高台帳が作成可能であること。
	81	還付に当たっては、使用者からの申請により還付専用の口座返金が可能であること。
	82	過誤納金の管理は10年間管理可能であること。10年を経過したものは会計上の処理に従い処理可能であること。
	83	市役所等の一括請求において、収納件数が把握でき、明細変更が可能であること。
	84	納入済通知書の消込作業はバーコード又はOCRにより可能であること。
85	入金が月別・個人別に集計できること。	
86	口座振替停止が容易に金融機関へ引渡せること。	
87	収納日計データから収納日ごとに収納データを抽出し、地区別に日計表を作成可能であること(月計・年計を含む)。	
88	口座振替制の毎月払い状況が、収納画面表示に反映されること。	
89	口座振替制の毎月払い状況が、支払証明書及び情報提供用帳票に反映されること。	
90	重複入金確認画面が複数回ある場合に、わかりやすい表示になっていること。	

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

項目	項番	仕 様
7. 移動	91	既登録から新規などの複写機能を有していること。
	92	転居時の必要事項引継機能を有していること。
	93	開始中止変更の申込みがインターネットでできること。
	94	新設未使用等の水栓登録対応が可能であること。
	95	開始調定年月(料金請求)を運用条件により設定可能であること。
	96	口座情報変更時同一情報が存在するかのチェックが可能であること。
	97	口座情報変更がスムーズであること。
	98	精算処理が自動でできること。
	99	移動や新規において、お客様番号が地区別であること。
	100	誤操作等の処理を基の状態に簡易に戻す機能を有すること。
	101	水栓を削除した場合、検索表示せず別管理が可能であること。
	102	変更した情報はすべて履歴管理が可能であること。
	103	移動処理を行なうチェック用リストの出力が可能であること。
8. 未納・ 滞納	104	未納状況一覧表が出力可能であること。
	105	督促状・停水予告状・停水執行予告通知書・停水執行通知書等の出力が可能であること。
	106	停水執行後、システム上で状況を管理可能であること。
	107	滞納整理時の交渉記録を加味した滞納整理票の発行が可能であること。
	108	滞納整理における誓約書の発行ができ、随時に処理が実施される機能を有すること。
	109	長期滞納者リストが随時作成できること。
	110	滞納者や時効日を正確に管理する債権管理機能を有すること。
	111	督促履歴に対応可能であること。
	112	決裁蘭及び停水対象料金の表示月停水執行表が作成可能なこと。
	113	停水執行予告状の配布状況が画面で確認できること。また集計が随時出力できること。
	114	停水執行件数・金額を年度月別・地区別にCSV集計可能であること。 また、要望する停水回議書がエクセル形式で作成が可能であること。
115	停水関連の交渉記録入力が可能であること。また、入力した情報が個別集計表等に反映されること。	
9. 統計	116	地区別受付件数(開始・中止・名義変更等)の月集計及び累計が可能なこと。
	117	各種統計及び決算・監査等に必要な資料がエクセル形式及びPDF形式で出力可能であること。
	118	任意の条件により、データの抽出及びエクセル形式での出力が可能であること。
10. 不納 欠損	119	上下水道別々の設定で不能欠損の集計ができ、それぞれの時効に即していること。
	120	年次処理にて一括処理が可能であり、該当者と非該当者を選択できること。
	121	欠損時に詳細な欠損理由が管理可能であること。
	122	欠損理由の登録により不能欠損調書の出力が可能であること。
	123	欠損するまではデータを保持し、必要に応じて閲覧・集計可能であること。
11. 照会	124	電話問い合わせに迅速対応可能な工夫が施されていること。
	125	電話対応等での受付情報が管理(特記含めて)でき、画面で確認可能であること。
	126	画面項目からすべての検索が可能であること。
	127	滞納整理に関する交渉記録が管理でき、画面で確認可能であること。
	128	市内転居者の転居前後の情報が画面で確認可能であること。
	129	使用者・所有者・送付先・管理者の情報管理が可能であること。
	130	各種届書や証明書等の発行が可能であること。
	131	納入通知書の再発行を調定年月単位に複数選択し、発行可能であること。
	132	必要項目に対して記事入力が容易に登録可能であること。
	133	全旧使用者の閲覧が容易であること。
	134	開始・中止等の移動予定受付処理が可能であること。また、1水栓で予定が複数件ある場合にも対応すること。
	135	受付情報は最低20年分の管理が可能であること。
	136	検針データ入力後(調定前)に窓口で納入通知書の発行が可能であること。
	137	調定前発行分は定例納入通知書を発行しない機能を有すること。
	138	問い合わせ・苦情等の管理が可能であること。
	139	開始・中止等水栓状態が一目でわかるように工夫が施されていること。
	140	通知書発行履歴の照会・集計が可能であること。
141	検定満期交換対象メーターの状況を画面上で判別可能であること。	

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

項目	項番	仕 様
12. 下水道関連	142	下水道使用開始の申し込み時に、水道同様の登録が可能であること。
	143	上下併用・下水道のみ使用開始が可能であること。
	144	下水道のみの契約について一括して調定作成が可能であること。
	145	下水道使用開始日が、過去未来に関係なく入力可能なこと。
	146	水道水以外の水に使用について、認定水量の算出・変更・情報出力が可能であること。
	147	報告水量から一括して調定作成が可能であること。
	148	調定水量の変更が可能であること。
	149	調定額・収納額の更正が可能であること。
13. セキュリティ	150	必要に応じて暗号化処理が可能であること。
	151	パスワードをシステム独自で管理している場合は、暗号化して保管できること。
	152	アクセスログが管理可能であること(更新記録ログ、アクセス記録ログ)。
	153	外部からの不正アクセスに対する検知が可能であること。
	154	コンピュータウイルスへの対策がなされていること。
	155	クライアント端末から直接データベースの更新が出来ないこと。
	156	担当者ごとに権限設定ができ、設定された権限により操作範囲が限定されること。
	157	データをUSBメモリで取り出すときは、抽出キーが必要であること。
14. 移行	158	移行後の検証報告書を最終的に提出すること。

別紙 保存データ一覧表

## 1 水栓に係るデータ

### (1) 水栓固有の情報

- ・ 水栓番号 (9 桁)
- ・ 水栓の所在地
- ・ 地域区分 (9 地区)
- ・ 検針順路 (4 桁-4 桁-4 桁-2 桁)
- ・ 定例検針日
- ・ 使用状況 (開始・廃止等)
- ・ 使用区分 (水道のみ・上下併用・下水のみ、その他特殊区分 計 21 区分)
- ・ 共同住宅戸数
- ・ 上水区分

### (2) 水道メーターの情報

- ・ メーター口径
- ・ メーター番号 (9 桁)
- ・ メーター種別・ 検定満了期限
- ・ メーター作業日
- ・ 作業理由
- ・ メーター取付け指針
- ・ メーターメーカー
- ・ メーター形式
- ・ メーター状態
- ・ リサイクル回数
- ・ メーター継手種類
- ・ 入庫日

- ・ メーター交換履歴
- ・ メーター親子区分

### (3) 下水道の情報

- ・ 使用開始日
- ・ 賦課状況
- ・ 賦課状況変更日
- ・ 変更前の賦課状況
- ・ 下水道使用量の減免率
- ・ 下水道使用量の認定水量
- ・ 下水道用途
- ・ 下水道処理分区
- ・ 下水道事業区分

## 2 使用者に係るデータ

### (1) 基本情報

- ・ お客さま番号 (12桁+履歴3桁)
- ・ 使用開始日
- ・ 使用中止日
- ・ 使用者氏名
- ・ 連絡先
- ・ 郵便物の送付先
- ・ 用途
- ・ 大口者コード
- ・ 転居先

(2) 徴収に係る情報

- ・ 徴収区分（納入通知書・口座振替）
- ・ 徴収方法変更日
- ・ 金融機関・支店
- ・ 口座区分（普通・当座）
- ・ 口座番号
- ・ 口座名義

(3) 漏水減免等に係る情報

- ・ 受付番号
- ・ 減免対象者名
- ・ 申請者
- ・ 申請日
- ・ 対象年月
- ・ 対象水量
- ・ 推定使用水量
- ・ 推定漏水量
- ・ 負担率
- ・ 漏水箇所
- ・ 修理業者
- ・ 更正前水量
- ・ 更正後水量
- ・ 承認日付
- ・ 承認番号
- ・ 更正前料金
- ・ 更正後料金

- ・ 漏水減免歴

(4) 個別折衝記録

- ・ 対応日
- ・ 対応者
- ・ 折衝方法
- ・ 折衝内容
- ・ 折衝相手
- ・ 約束日

3 水道料金及び下水道使用料の調定・収納に係るデータ

(1) 検針情報

- ・ 検針年月日
- ・ 検針水量
- ・ メーター指針・メーター口径
- ・ 検針区分（定例・空き家・入居・退去）

(2) 調定情報

- ・ 調定年月日
- ・ 使用月数（水道・下水道）
- ・ 下水賦課情報
- ・ 請求水量（水道・下水道）
- ・ 基本料金（水道・下水道）
- ・ 従量料金（水道・下水道）
- ・ 消費税額（水道・下水道）
- ・ 調定金額（水道・下水道）

- ・ 下水道使用量の減免率

(3) 調定更正情報

- ・ 調定更正前の調定情報
- ・ 調定更正後の調定情報
- ・ 調定更正処理日
- ・ 調定更正の理由

(4) 収納情報

- ・ 納付済額（水道・下水道）
- ・ 未納付額（水道・下水道）
- ・ 入金区分（納入通知書・口座振替）
- ・ 納付場所（金融機関名・コンビニ名等）
- ・ 納付日・ 収納日
- ・ 消し込み処理日
- ・ コンビニ速報結果

(5) 還付・充当の情報

- ・ 還付発生日
- ・ 還付発生理由
- ・ 還付整理番号
- ・ 1回目入金日（水道・下水道）
- ・ 1回目収納日（水道・下水道）
- ・ 1回目入金額（水道・下水道）
- ・ 1回目入金区分（水道・下水道）
- ・ 1回目入金場所（水道・下水道）

- ・ 2回目入金日（水道・下水道）
- ・ 2回目収納日（水道・下水道）
- ・ 2回目入金額（水道・下水道）
- ・ 2回目入金区分（水道・下水道）
- ・ 2回目入金場所（水道・下水道）
- ・ 還付すべき金額（水道・下水道）
- ・ 還付済額（水道・下水道）
- ・ 還付日
- ・ 還付方法
- ・ 還付先口座情報
- ・ 充当処理済額（水道・下水道）
- ・ 充当処理日

#### 4 滞納整理に係るデータ

##### （1） 給水停止情報

- ・ 停水予告発行日
- ・ 停水執行予定日
- ・ 停水執行日
- ・ 停水執行方法
- ・ 停水執行時メーター指針
- ・ 停水状況（停水執行中・停水解除）

##### （2） 支払約束等に係る情報

- ・ 督促納期限（水道・下水道）
- ・ 最新請求納期限（水道・下水道）
- ・ 支払約束日

- ・ 受付者
- ・ 約束内容・履行状況等
- ・ 時効予定日（水道・下水道）

（3） 不納欠損情報

- ・ 不納欠損額（水道・下水道）
- ・ 不納欠損日（水道・下水道）

5 開栓・閉栓・名義変更予約情報

- ・ 受付日
- ・ 使用者名
- ・ 郵便物の送付先
- ・ 転居日
- ・ 開・閉栓日
- ・ 徴収・清算区分